

佐倉市コミュニティセンター管理運営に関する規則（昭和六十三年二月十五日規則一号）

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（昭和六十二年佐倉市条例第十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(開所時間)</p> <p>第二条 佐倉市コミュニティセンター(以下「コミュニティセンター」という。)の開所時間は、午前九時から午後五時まで(市民風呂については、午後一時から午後八時三十分まで)とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、午後九時まで開所することができる。</p> <p>(休所日)</p> <p>第三条 コミュニティセンターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。</p> <p>一 毎月の第二月曜日及び第四月曜日</p> <p>二 一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日まで</p> <p>(使用時間)</p> <p>第四条 使用時間は、準備又は原状に復するために要する時間を含むものとする。</p> <p>2 コミュニティセンターを使用する場合において、使用開始後の使用時間の延長は、これを認めない。ただし、市長が他の使用に支障がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>(使用の申請及び許可)</p> <p>第五条 コミュニティセンター(市民風呂を除く。)を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、コミュニティセンター使用申請書(別記様式第一号、以下「申請書」という。)を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間(以下「申請期間」という。)内に、市長に提出しなければならない。ただし、条例第十条の規定により使用料が減免になるものに係る使用の申請の場合その他市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。</p> <p>一 ホール及び佐倉市西志津ふれあいセンター展示室 使用月の六月前から使用日の三日前まで</p> <p>二 前号に掲げるもの以外のもの 使用月の二月前から使用日の三日前まで</p> <p>2 前項の申請期間は、入場料及びこれに類するものを徴収する場合又は営利</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（昭和六十二年佐倉市条例第十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(開所時間)</p> <p>第二条 佐倉市コミュニティセンター(以下「コミュニティセンター」という。)の開所時間は、午前九時から午後五時まで(市民風呂については、午後一時から午後八時三十分まで)とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、午後九時まで開所することができる。</p> <p>(休所日)</p> <p>第三条 コミュニティセンターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。</p> <p>一 毎月の第二月曜日及び第四月曜日</p> <p>二 一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日まで</p> <p>(使用時間)</p> <p>第四条 使用時間は、準備又は原状に復するために要する時間を含むものとする。</p> <p>2 コミュニティセンターを使用する場合において、使用開始後の使用時間の延長は、これを認めない。ただし、市長が他の使用に支障がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>(使用の申請及び許可)</p> <p>第五条 コミュニティセンター(市民風呂を除く。)を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、コミュニティセンター使用申請書(別記様式第一号、以下「申請書」という。)を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間(以下「申請期間」という。)内に、市長に提出しなければならない。ただし、条例第十条の規定により使用料が減免になるものに係る使用の申請の場合その他市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。</p> <p>一 ホール及び佐倉市西志津ふれあいセンター展示室 使用月の六月前から使用日の三日前まで</p> <p>二 前号に掲げるもの以外のもの 使用月の二月前から使用日の三日前まで</p> <p>2 前項の申請期間は、入場料及びこれに類するものを徴収する場合又は営利</p>

を目的として使用する場合については、使用月の一月前から三日前までとする。

3 市民風呂を使用しようとする者は、使用時に、コミュニティセンター市民風呂使用申請簿（別記様式第二号）により市長に申請しなければならない。

4 市長は、第一項又は前項の申請の際に必要な書類を添付させ、又は提示させることができる。

5 市長は、第一項の申請を許可したときは、申請者に対しコミュニティセンター使用許可書（別記様式第三号。以下「許可書」という。）を交付する。

6 市民風呂の使用の許可については、コミュニティセンター市民風呂使用申請簿の受付欄に押印があつたときに、当該許可をしたものとみなす。

7 使用の許可は、申請の順位によりこれを行い、申請が同時に行われたときは、協議又は抽選によりこの順位を決める。ただし、公用又は公益上市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（使用の取消し又は変更等）

第六条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、前条第五項の許可に係るコミュニティセンターの使用を取り消し、又は変更しようとするときは、コミュニティセンター使用取消（変更）許可申請書（別記様式第四号）に許可書を添えて速やかに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、コミュニティセンター使用取消（変更）許可書（別記様式第五号）を使用者に交付する。

3 市長は、条例第七条の規定によりコミュニティセンター使用の許可を取り消し、又は使用を停止したときは、コミュニティセンター使用取消（停止）通知書（別記様式第六号）により使用者に通知する。

4 前項の場合において、使用者が既に特別の設備をしてあるときは、使用を終了したときに準じて、速やかにこれを撤去し、原状に回復しなければならない。

（利用者の登録）

第七条 市長は、コミュニティセンターの使用の頻度が多い者の便宜を図るため、申請により利用者の登録をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者は、利用者（団体）登録票（別記様式第七号）を市長に提出しなければならない。

（使用の予約）

第八条 第五条の規定により使用の申請をしようとする者は、同条第一項の申請期間内に、市長が別に定めるところによりインターネット等を利用して使用の予約をすることができる。

を目的として使用する場合については、使用月の一月前から三日前までとする。

3 市民風呂を使用しようとする者は、使用時に、コミュニティセンター市民風呂使用申請簿（別記様式第二号）により市長に申請しなければならない。

4 市長は、第一項又は前項の申請の際に必要な書類を添付させ、又は提示させることができる。

5 市長は、第一項の申請を許可したときは、申請者に対しコミュニティセンター使用許可書（別記様式第三号。以下「許可書」という。）を交付する。

6 市民風呂の使用の許可については、コミュニティセンター市民風呂使用申請簿の受付欄に押印があつたときに、当該許可をしたものとみなす。

7 使用の許可は、申請の順位によりこれを行い、申請が同時に行われたときは、協議又は抽選によりこの順位を決める。ただし、公用又は公益上市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（使用の取消し又は変更等）

第六条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、前条第五項の許可に係るコミュニティセンターの使用を取り消し、又は変更しようとするときは、コミュニティセンター使用取消（変更）許可申請書（別記様式第四号）に許可書を添えて速やかに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、コミュニティセンター使用取消（変更）許可書（別記様式第五号）を使用者に交付する。

3 市長は、条例第七条の規定によりコミュニティセンター使用の許可を取り消し、又は使用を停止したときは、コミュニティセンター使用取消（停止）通知書（別記様式第六号）により使用者に通知する。

4 前項の場合において、使用者が既に特別の設備をしてあるときは、使用を終了したときに準じて、速やかにこれを撤去し、原状に回復しなければならない。

（利用者の登録）

第七条 市長は、コミュニティセンターの使用の頻度が多い者の便宜を図るため、申請により利用者の登録をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者は、利用者（団体）登録票（別記様式第七号）を市長に提出しなければならない。

（使用の予約）

第八条 第五条の規定により使用の申請をしようとする者は、同条第一項の申請期間内に、市長が別に定めるところによりインターネット等を利用して使用の予約をすることができる。

- 2 前項の予約は、先着順で受け付ける。
- 3 第一項の規定により使用の予約をした者は、速やかに当該予約に係るコミュニティセンターへ申請書を提出しなければならない。
- 4 インターネットを利用して使用予約をしようとする者は、あらかじめ利用者（団体）登録票を提出し、市長による利用者の登録を受けなければならない。

（使用料の納入）

第九条 使用者は、使用料を許可書の交付の際（市民風呂の使用にあつては、その使用の際）に納入するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、別に納期を指定して使用料を納入させることができる。

（使用料の減免）

第十条 条例第十条の規定による使用料の減免は、次に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 国、県又は本市が使用するとき 免除
- 二 自治会、町内会等が開催する総会又は役員会に使用するとき 免除
- 三 社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会が主催する事業に使用するとき 免除
- 四 その他市長が特に公益上必要と認めたものに使用するとき 市長が別に定める額

- 2 使用料の減免を受けようとする者は、コミュニティセンター使用料減免申請書（別記様式第八号）により市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- 3 市長は、前項本文の規定による申請があった場合は、減免の可否を決定し、コミュニティセンター使用料減免決定通知書（別記様式第九号）により申請者に通知するものとする。

（使用料の還付）

第十一条 条例第十一条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき 全額
- 二 使用者が使用日の三十日前までに使用を取り消したとき 全額
- 三 使用者が使用日の五日前までに使用を取り消したとき 半額

（許可書の提示）

第十二条 許可書は、当該許可に係る施設を使用する際に、職員に提示しなければならない。

- 2 前項の予約は、先着順で受け付ける。
- 3 第一項の規定により使用の予約をした者は、速やかに当該予約に係るコミュニティセンターへ申請書を提出しなければならない。
- 4 インターネットを利用して使用予約をしようとする者は、あらかじめ利用者（団体）登録票を提出し、市長による利用者の登録を受けなければならない。

（使用料の納入）

第九条 使用者は、使用料を許可書の交付の際（市民風呂の使用にあつては、その使用の際）に納入するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、別に納期を指定して使用料を納入させることができる。

（使用料の減免）

第十条 条例第十条の規定による使用料の減免は、次に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 国、県又は本市が使用するとき 免除
- 二 自治会、町内会等が開催する総会又は役員会に使用するとき 免除
- 三 社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会が主催する事業に使用するとき 免除
- 四 その他市長が特に公益上必要と認めたものに使用するとき 市長が別に定める額

- 2 使用料の減免を受けようとする者は、コミュニティセンター使用料減免申請書（別記様式第八号）により市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- 3 市長は、前項本文の規定による申請があった場合は、減免の可否を決定し、コミュニティセンター使用料減免決定通知書（別記様式第九号）により申請者に通知するものとする。

（使用料の還付）

第十一条 条例第十一条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき 全額
- 二 使用者が使用日の三十日前までに使用を取り消したとき 全額
- 三 使用者が使用日の五日前までに使用を取り消したとき 半額

（許可書の提示）

第十二条 許可書は、当該許可に係る施設を使用する際に、職員に提示しなければならない。

(遵守事項)

第十三条 コミュニティセンターを使用する者は、職員の指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 収容定員を超えないこと。
- 二 指定された場所以外で喫煙その他火気を使用しないこと。
- 三 指定された場所以外は、出入し、又は使用しないこと。
- 四 許可なく附属設備を移動し、又は使用しないこと。
- 五 許可なく宣伝、勧誘、文書若しくは図画の配布又は物品の販売その他これに類する行為をしないこと。
- 六 騒音若しくは大声を発し、暴力を用い又はその他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 七 その他コミュニティセンター運営上不適当な行為をしないこと。

(職員の立入り)

第十四条 使用者は、職員がコミュニティセンターの管理上、使用中の施設の立入りを要請したときは、これを拒むことはできない。

(指定管理者による管理)

第十五条 第二条及び第三条の規定は、指定管理者(条例第十六条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。) が管理する佐倉市志津コミュニティセンター(以下「志津コミュニティセンター」という。) 及び佐倉市西志津ふれあいセンター(以下「西志津ふれあいセンター」という。)については、適用しない。

2 第四条の規定を志津コミュニティセンター及び西志津ふれあいセンターに適用する場合には、同条第二項中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

3 第五条から第八条までの規定にかかわらず、志津コミュニティセンター及び西志津ふれあいセンターにおいては、指定管理者は、市長との協議によりこれらの規定に準じた取扱いを行うことができる。

(利用料金の納入)

第十六条 志津コミュニティセンター又は西志津ふれあいセンターの使用者は、利用料金を許可書の交付の際に納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、別に納期を指定して利用料金を納入させることができる。

(利用料金の減免)

第十七条 条例第二十二条に規定する利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(遵守事項)

第十三条 コミュニティセンターを使用する者は、職員の指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 収容定員を超えないこと。
- 二 指定された場所以外で喫煙その他火気を使用しないこと。
- 三 指定された場所以外は、出入し、又は使用しないこと。
- 四 許可なく附属設備を移動し、又は使用しないこと。
- 五 許可なく宣伝、勧誘、文書若しくは図画の配布又は物品の販売その他これに類する行為をしないこと。
- 六 騒音若しくは大声を発し、暴力を用い又はその他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 七 その他コミュニティセンター運営上不適当な行為をしないこと。

(職員の立入り)

第十四条 使用者は、職員がコミュニティセンターの管理上、使用中の施設の立入りを要請したときは、これを拒むことはできない。

(指定管理者による管理)

第十五条 第二条及び第三条の規定は、指定管理者(条例第十六条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。) が管理する佐倉市志津コミュニティセンター(以下「志津コミュニティセンター」という。) については、適用しない。

2 第四条の規定を指定管理者が管理する志津コミュニティセンターに適用する場合には、同条第二項中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

3 第五条から第八条までの規定にかかわらず、志津コミュニティセンターにおいては、指定管理者は、市長との協議によりこれらの規定に準じた取扱いを行うことができる。

(利用料金の納入)

第十六条 志津コミュニティセンターの使用者は、利用料金を許可書の交付の際に納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、別に納期を指定して利用料金を納入させることができる。

(利用料金の減免)

第十七条 条例第二十二条に規定する利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 国、県又は本市が使用するとき 免除
- 二 自治会、町内会等が開催する総会又は役員会に使用するとき 免除
- 三 社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会が主催する事業に使用するとき 免除

四 その他市長の承認を得て指定管理者が定める場合 市長の承認を得て指定管理者が定める額

2 利用料金の減免を受けようとする者は、コミュニティセンター利用料金減免申請書（別記様式第十号）により指定管理者に申請しなければならない。ただし、指定管理者が特に認める場合は、この限りでない。

3 指定管理者は、前項本文の規定による申請があった場合は、減免の可否を決定し、コミュニティセンター利用料金減免決定通知書（別記様式第十一号）により申請者に通知するものとする。

（利用料金の還付）

第十八条 条例第二十三条ただし書の規定による利用料金の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき 全額
- 二 使用者が使用日の三十日前までに使用を取り消したとき 全額
- 三 使用者が使用日の五日前までに使用を取り消したとき 半額
- 四 市長の承認を得て指定管理者が定める場合 市長の承認を得て指定管理者が定める額

（補則）

第十九条 この規則に定めるもののほか、コミュニティセンターの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和六十三年三月一日から施行する。

（略）

附 則（平成 年 月 日規則第 号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

- 一 国、県又は本市が使用するとき 免除
- 二 自治会、町内会等が開催する総会又は役員会に使用するとき 免除
- 三 社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会が主催する事業に使用するとき 免除

四 その他市長の承認を得て指定管理者が定める場合 市長の承認を得て指定管理者が定める額

2 利用料金の減免を受けようとする者は、コミュニティセンター利用料金減免申請書（別記様式第十号）により指定管理者に申請しなければならない。ただし、指定管理者が特に認める場合は、この限りでない。

3 指定管理者は、前項本文の規定による申請があった場合は、減免の可否を決定し、コミュニティセンター利用料金減免決定通知書（別記様式第十一号）により申請者に通知するものとする。

（利用料金の還付）

第十八条 条例第二十三条ただし書の規定による利用料金の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき 全額
- 二 使用者が使用日の三十日前までに使用を取り消したとき 全額
- 三 使用者が使用日の五日前までに使用を取り消したとき 半額
- 四 市長の承認を得て指定管理者が定める場合 市長の承認を得て指定管理者が定める額

（補則）

第十九条 この規則に定めるもののほか、コミュニティセンターの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和六十三年三月一日から施行する。

（略）